

令和3年8月栃木市教育委員会定例会会議録

令和3年8月栃木市教育委員会定例会を、令和3年8月30日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり

本委員会の欠席委員は、無し。

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	名 淵 正 己
参事兼教育総務課長	金 井 武 彦
参事兼学校教育課長	金 井 睦
グローバル教育推進室長	平 山 裕
文 化 課 長	奈 良 部 満
蔵 の 街 課 長	清 水 孝 之
地 域 振 興 部 参 事	佐 藤 義 美
地 域 振 興 課 主 幹	青 木 啓 安

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

館野 知美委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 主事 飯田 愛理

6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

報告第6号 令和3年度学校運営協議会による「基本方針の承認」について

議案第55号 栃木市立小中学校学区審議会への諮問について

議案第56号 栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第57号 栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第58号 栃木市ICTを活用した教育に関する方針について

議案第59号 令和3年度栃木市文化マイスターの認定について

議案第60号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見について

日程第4 その他

《会 議》

教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —

教 育 長 日程第1 会議録の承認について、でございます。7月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 令和3年8月11日教育長メッセージに基づき報告 —

オリンピック等が盛んに行われている時期だったので、世の中にいわれる「楽観バイアス」が見受けられたが、小中学生にそうならないでほしいということを発信したメッセージである旨を報告。

全国の夏休み明けの対応をみると、考え方がバラバラであることが分かる。当初下都賀地域では平常通りとしていた市も何らかの措置を取るということで、それぞれの対応を取ってのスタートになる。

福 島 委 員 先日の臨時教育委員会が終わった後に保護者の方から問合せがありまして、ICTに関して、学校がいつ頃案内を出したか分かりませんが、9月からタブレットを使いこなしてもらうということで、その方はそこまでの意識がなかったようです。急にWi-Fiの環境を整えてくれと言われて、何故こんなに急にという印象を受けたようです。これまでの流れと9月1日からの3日間の話をしました。保護者の方はICT環境を整えるためにプロバイダの業者に電話をしたがすぐにはできないと言われて焦っていました。もしかしたらそういう方がたくさんいて間に合わない方がいるかもしれないので、保護者の方に間に合わなくても大丈夫だというフォローをしてあげるべきだと思いました。

グローバル教育推進室長 市教育委員会にも同様のお電話をいただいています。5月に保護者あてにWi-Fi環境の設定をお願いする通知を出したうえで、家庭にWi-Fi環境がない場合はモバイルWi-Fiルーターの貸与ができますということで8月上旬から貸与を開始していました。Wi-Fi環境について理解していただくのが難しかったようで、なかなか準備ができないが大丈夫ですかと心配している保護者にはその旨学校に連絡してもらうようお願いしました。今回を整備のスタートにして可能な限り早く準備を進めていただければとお伝えしています。

福 島 委 員 学校に伝えれば大丈夫ということですね。

グローバル教育推進室長 そうですね。学校にも可能な限り早くとは伝えていますが、100%は難しいと考えています。

教 育 長 教育委員会としてはこの3日間で完璧にとは考えておらず、これまでよりスピードを上げて環境を整えるきっかけとなればいいなと考えていましたが、保護者の方は3日間でどうかしないといけないと思っている方もいらっしゃるかと思いますので、意図が伝わるようにしていきたいと思います。

林 委 員 夏休み中にワクチン接種を希望する中学生は打てるようにという話がありました

- が、どの程度進んでいるのか、学校が把握しているのかを教えてください。
- 教育次長 集団接種の申し込みは31日からできるようになっていたかと思います。個別接種は進んでいるかと思いますが、中学生がどれくらい接種しているかはまだ把握できていません。
- 林委員 すぐに打っていると思っていましたが、遅れているんですね。
- 大橋委員 うちの子供たちも対象なのでクーポン券が来ました。本当は夏休み中のうちにできれば一番いいなと思っていましたが、集団接種は31日からしか予約できないため、個別で打てる病院をあちこち探して9月に予約が取れたという状況です。
- 舘野委員 栃木県の感染者情報の中に栃木市10代とか10代未満とか情報が出ていて、その情報と並行して教育委員会からどこの学校で何名出ましたという連絡をいただいていたのですが、最近それがないので対象外なのか、もしかしたら学校に情報がいつてないのかと心配になっています。
- 教育総務課長 本日、ご報告させていただこうと思っていましたが、これまで市内小中学生、及び先生に感染が確認された場合、学校からの情報あるいは関係機関からの情報等を得て最終的には県が発出する感染状況をチェックしたうえで、委員の皆様へ情報提供させていただいたところです。しかし、8月上旬から県内の感染者数が増加の一途を辿っていることから、県の発表内容から小学生、教員等と記載されていた職業欄が削除されてしまったこと、それから、保健所の調査件数が増加していることから、感染経路を記載していた備考欄が「調査中」となり把握できなくなってしまいました。よって、今後の情報提供のあり方としましては、学校で感染者が出て、例えば学級や学年を閉鎖する場合、また、市独自のPCR検査をする場合は引き続き教育委員の皆様へ情報提供いたしたいと考えておりますが、感染状況を十分に確認できない状況から正確性を欠くこととなりますので、教職員を含めた児童生徒の感染状況の情報提供は控えさせていただきます。
- 後藤委員 子供に一番接する教職員と中学生のワクチン接種率を、学校と教育委員会が把握していなくていいのかなと思っています。今後、調査があると聞いています。そういうときに、調査はしていませんという回答でいいのかどうか。もちろん教員も余程のことがない限り、100%近い接種率だろうと考えていますが、現状把握は必要ではないかと考えています。教育委員会として調査はしないということによろしいですか。
- 教育次長 お子さんの人権の部分の中で親の考え方もありますので、接種したかを調べられるかという難しい部分があります。市の担当で年齢的な幅の中でどのくらい接種を受けているかは出せると思うので、そちらをまず把握していきたいと考えています。教職員については、こちらで希望を取ったものは分かりますが、個人的に接種したものについても必ず把握しなければならないのか、把握して構わないのかについてはワクチン担当と協議したいと思います。委員がおっしゃるように、子供の安全を守る中で教職員がどれくらい受けたかというのは保護者の方も心配されているところですので、早期に検討してまいります。
- 教育長 他にいかがでしょうか。
- 教育長 ありがとうございます。

— 質問なし —

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。報告第6号 令和3年度学校運営協議会による「基本方針の承認」について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

小中学校の各学校運営協議会において、校長が作成する学校運営の基本方針が承認されたことについて、その承認の時期と協議内容を教育委員会に報告する旨説明。

教 育 長

報告第6号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございます。続きまして、議案第55号 栃木市立小中学校学区審議会への諮問について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

栃木市立小中学校学区審議会条例第2条の規定に基づき、栃木市立小中学校学区審議会に、栃木市学校適正配置等の具体的な推進について諮問する旨説明。

教 育 長

議案第55号につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第55号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第55号について、可決いたします。

次に、議案第56号 栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

栃木市就学援助費の援助費目にオンライン学習通信費を加えるとともに、本市に提出する申請書等への押印を要しないこととするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第56号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員

自署しない場合は記名押印してくださいとありますが、記名して判子を押すということですか。

教育総務課長

これまでの押印欄を削除し、サインをしていただけない場合はこれまでどおり判子を押ししていただきます。例えば、夫の名前を書くところを妻が代わりに代筆するといった場合は判子を押すということになります。申請者本人が書かずに代わりの方が書いた場合は判子を押ししていただきます。

教 育 長

ゴム印など自分の名前を自署しない場合、判子は必要ということですね。

教育総務課長

はい。

大橋委員

保護者が「自署」と見て今のやり取りを想定できるでしょうか。申請者本人が自署しない場合は、とか説明を加えないとうっかり書いてしまいそうです。

教育総務課長

最近はいろいろな申請書を市のホームページからダウンロードできるようになっていまして、利用者も増えています。そういった場合には判子を押し提出いただけます。保護者の方が混乱しないように受付に当たりましては十分に説明させていただきます。

教 育 長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第56号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第56号について、可決いたします。

次に、議案第57号 栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 [説明要旨]

栃木市特別支援教育就学奨励費の支給費目にオンライン学習通信費を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第57号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 対象経費の2分の1以内の根拠は何ですか。

教育総務課長 国の制度そのものが2分の1を支給するという区分になっていて、全額がいいのでしょうか、就学奨励費につきましては、その区分で支給するものです。

福 島 委 員 具体的にいくらぐらいでしょうか。

教育総務課長 年額で申し上げますと、小学生の学用品費は約5,500円、通学用品費1,100円、それ以外に校外活動費、給食費、通学費などがございまして、それぞれ国が定める支給単価の半分を奨励費として支給しています。

福 島 委 員 オンライン学習通信費はいくらですか。

教育総務課長 2分の1ですので、年額6,000円、月額500円です。

後 藤 委 員 通信機器の購入やレンタル料が対象になっているということですが、通信料は一括して教育委員会に請求するということですか。それとも、個々が家でオンライン学習をしたときに生ずる通信費を払わなくてはならないのでしょうか。

教育総務課長 オンライン学習通信費は月々にかかる費用を補助させていただくものです。家にWi-Fi通信機器がなければ教育委員会からWi-Fiルーターを貸し出して、保護者が通信業者と契約して月々払っていただき、市が就学援助や奨励費で支援するという形になっています。

後 藤 委 員 通常の子童生徒については、通信費は満額各家庭が負担するということですか。

教育総務課長 おっしゃるとおり、月々発生する通信費はそれぞれの家庭でご負担いただくこととなります。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第57号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第57号について、可決いたします。

次に、議案第58号 栃木市ICTを活用した教育に関する方針について、を議題といたします。グローバル教育推進室長より説明をお願いします。

グローバル教育推進室長 [説明要旨]

市内小中学校に整備した一人一台タブレット端末等のICT機器に関し、本市教育活動において計画的かつ効果的に活用するために策定する、栃木市ICTを活用した教育に関する方針について議決を求める旨説明。

教 育 長
福 島 委 員

議案第58号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
基本方針を読ませていただいて、便利なツールを使ってこんなことができますと書いてあって良いことですが、こういったものを使いこなせる子と使いこなせない子、教師も使いこなせる人・使いこなせない人がいると思うので、まず先生によって差が生じないこと、それから全部が全部使いこなせないといけないというプレッシャーをかけないことが大事になってくるので配慮して進めてもらえればと思います。先生によって得意な方とダメな方がいて、やはり得意な先生に教わると必ず子供は伸びるので、教育長も人事面で工夫されるとは思いますが、なるべく学校によって得意な先生、不得意な先生が集まってしまったということがないように能力的に均等にしていきたいです。それから、全ての学校で児童生徒がTeamを組めるようになっているようですが、使い方によっては仲間はずれなど、いじめの温床に繋がらないのかなと。

教 育 長

ICTを活用した指導力の差が生じないように、というのは切なるご意見かと思えますので、研修等を充実させていながらも、秀でた先生がバランスよく配置できるような工夫をしてみたいと思います。

グローバル教育推進室長

このTeamsだけに限らず、子供たちが現在使っているLINEと同じ状況かなと思っています。使えない状態にして使わせないよりは、使い方について一緒に使いながら指導していく方向が正しいのではないかと考え制限はかけておりません。ただ、市内のタブレットについては、市内で閉じているので市外の子供たちとはTeamは組めないようになっています。例えば、学校間で生徒間交流を行いたいときはTeamを組めます。

後 藤 委 員

ICT教育だとか、GIGAスクールだとか、新しい学校や教育、新しい教科領域ができるのかと思わせるような国の方針が矢継ぎ早に出てきています。しかし、中身を見ますと昔から先生がやっていることです。パソコンや視聴覚教材を使い、個別最適化を念頭に置きながら指導をしているわけです。新しいことをやりなさいという先生方の負担感は強烈なものがあるかと思えます。指導要領の中にICT教育やGIGAスクールの構想は入っています。先日の下都賀教育事務所主催の文部科学省の偉い先生の講演を聞きまして、子供が持つ端末は学用品で、自由に使えて必要なければ使わなくてもいいものだということを具体的に分かりやすく言っていて共感しました。一番大事なことは教科領域の目標を外さないことです。それぞれの教科には特有の目標、狙い、があります。それを外してしまうようなICT教育やGIGAスクール構想を先取りしたような実践研究が最近多いですが、パソコン操作に熟練した若い先生方が今ヒーローになってしまっています。若い先生が柔軟に操作を習得して中年の先生に伝えていくことはいいことですが、パソコンに熟練していることがイコール指導力があると考えてしまう風潮があるのではないかと思います。令和型日本教育とか出てきましたが、学習指導要領に集約されていますから、現場の先生方は学習指導要領を熟読、クラスの実態に合わせて翻訳しながら、通常の教科領域を子供に寄り添ってやるというのが原則です。文部科学省の偉

い人がGIGAスクールとかは昔からやっていることで、考え方は全部学習指導要領に載っているとされていてほっとしました。

教 育 長 ICTはあくまでも手段であり、使うことそのものが目的とならないようにしていかねばならないと思います。各教科等のねらいに迫るために、今までやってきたこととICTのベストミックスを図りながら指導の充実を図っていかれたらと思います。

西 脇 委 員 充電保管庫とはどういうものですか。
グローバル教育推進室長 そこにある大型テレビくらいの大きさがあり、厚みがテレビ台くらいで、壁に固定されて鍵がかかるものです。廊下や教室内に設置されます。一斉に充電するとパンクしてしまうので、順番に充電されます。各学級に置かれます。

教 育 長 日中使って下校前に保管庫に入れて帰る、という感じですね。
グローバル教育推進室長 長期間休校になった場合は、充電器を持ち帰って家庭で使うことになります。

林 委 員 3年前くらいに質問したときは、授業をオンラインでするときに、パソコンについている小さいカメラだとできないので、教室に大きテレビを置いて、定点カメラでやると映像が不鮮明になるので、写す人が必要だということでした。現在はパソコン付きの小さいカメラで対応できるのでしょうか。

グローバル教育推進室長 実際にオンライン授業の様子を確認していませんので、例として研修会の様子をご説明します。撮影する者だけが教室に入って、それ以外の者は別教室でそれを見るということをしました。タブレットを使って撮影したものを別室の大画面テレビで見えていましたが、画質上は問題ありませんでした。普通のカメラを使った方が画質はいいですが板書や子供たちのワークシートを見る分には問題ありませんでした。事前に作ったパワーポイント資料を画面に送信できるようになっていますので、資料を映しながら先生が説明するということも可能です。

林 委 員 私が懸念しているのは先生と写す人が必要なのか、それともカメラを固定して1人でできるのかです。

グローバル教育推進室長 授業の形態によります。理科の実験は実際にやりながらなら助手が必要になるかもしれませんが、事前に撮影しておけば、1人でもできるかもしれません。

後 藤 委 員 今オンデマンド授業を作っています。手間と時間がかかるし、通常の授業と同じやり方ではできませんので、遠隔授業用に組み立て直します。パワーポイントは画面に大きく映るようにしています。期待しているほどの効果はないようです。オンデマンド授業を作るのは疲れます。今のところやっぱり対面の方がいいと言ってる学生が多いようです。指導計画をがらっと変えていくくらいの覚悟がないとなかなかできないと思います。

舘 野 委 員 子供たちが何をどれくらい取り組んだかという内容は先生方が把握できると聞いていますが、逆に、学習以外のYouTubeなどを起ち上げている場合は把握できるのででしょうか。

グローバル教育推進室長 技術的には可能だと聞いていますが、それをするにはかなりの技術が必要なので通常はログの確認はしていかない予定です。何かがあったときに確認することになるかと思います。フィルタリングソフトで子供たちに見せたくないものはブロックしているのでそういうものは見られません。

舘 野 委 員 家庭の中でWi-Fiが繋がっていないから制限できていた部分もあるかと思いま

す。Wi-Fiが使い放題となると、学習以外にもたくさん使ってしまうのではいかと心配です。

教 育 長 使い方のルールはご家庭と協力して構築していく必要があるかと思ひます。悪質なものにはフィルタリングで入れなくなっておりますので安心かなと思ひます。

大 橋 委 員 保護者としては、17ページからの「タブレットを使うときのルール」に「家で使う時間についてはお家の人とよく話し合つて決めましよう」とありますが、これだけだときつと話し合う家と話し合わない家があるかと思ひますので、より具体的に、何時から何時まで使つていいとかルールを書いて掲示できるようなものを学校や教育委員会から提示してもらえと話し合えるのかなと思ひます。

舘 野 委 員 ルールの文章が長いとぱつと見て分からないので、例えば図と絵で分かるようなこれは○、これは×とか見て分かるものがあるとありがたいです。

教 育 長 宿題として持ち帰らせてもらひます。それでは、議案第58号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第58号について、可決いたします。
次に、議案第59号 令和3年度栃木市文化マイスターの認定について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 [説明要旨]
栃木市文化振興推進制度実施要綱第4条第5項の規定に基づき、認定に関する協議を選考委員会において行ひましたので、同要綱第4条第2項の規定に基づき、栃木市文化マイスターを認定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第59号につきて、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 荒川さんは国立新美術館や東京ビッグサイトにも展示されるくらいすごい方なのですが、具体的にはどんな絵を描く方ですか。

文 化 課 長 作品はFacebookで拝見しましたが、指で描くような感じですが。作品を実際にお見せできれば良かったのですが、龍が描いてあつてそこに言葉が添えてあるような作品がありました。

福 島 委 員 インターネットで作品は見られるんですね。

文 化 課 長 ご覧になれます。

福 島 委 員 これからが楽しみですね。

教 育 長 それでは、議案第59号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第59号について、可決いたします。
次に、議案第60号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 [説明要旨]
栃木市歴史的風致維持向上計画に基づく、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第2項の規定に基づき、歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼があつたので、これに対する意見について議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第60号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
林 委 員 国登録文化財とあるので、指定されていると必ず保存しなくてはならないものだと思いますが、さらに歴史的風致形成建造物に指定する理由は何ですか。さらに補助金が出やすくなるなどのメリットがあるのですか。

蔵の街課長 この建物は国登録有形文化財で、指定されているわけではございませんので、財政的な支援の対象としては緩い部分があります。歴史まちづくり制度につきましては、所有者の方の高齢化や空き家になったりして管理が行き届かない場合に、国が支援していくという制度です。文化財の保存制度を補完し、歴史的建物を保存管理していけるようにということで指定するものです。

教 育 長 それでは、議案第60号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第60号について、可決いたします。
次に、日程第4 その他 ですが、事務局から何かありますか。

地域振興部参事 [説明要旨]

延期となった令和3年栃木市成人式の開催について、改めて報告。

教 育 長 ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 真岡市は10月に実施するようですが、それまでに対象者全員にワクチン接種をするようです。栃木市は難しいですか。

地域振興部参事 先週、真岡市でそのような方針を示したところですが、これから検討していきたいと思っております。

舘 野 委 員 除菌ゲートはレンタルでしたか。

地域振興部参事 業者に委託しまして、業者が設置するものになります。レンタルです。

教 育 長 再延期は想定していないということですね。

地域振興部参事 日程上、1月には次の代の成人式がありますので、再延期は想定しておりません。そのため、11月7日にオンライン等の方法も含め開催します。次回の教育委員会でもご意見をいただきたいと思います。

教育総務課長 [説明要旨]

教育委員会だよりについて、内容をご確認いただきたい旨連絡。

教育総務課長 [説明要旨]

今年度の教育委員の学校訪問について、9月中に実施する2校は見送り、10月以降の実施について意見をいただきたい旨説明。

福 島 委 員 子供たちの感染が増えている状況を考えると、部外者が校内に入るという状況を少しでも作らないようにする必要があるので、今年をあえて行かなくてもいいと思います。

後 藤 委 員 今の時点では原案どおりでいいと思います。非常事態宣言が12日以降も継続するかによって、その時点で大きく変わると考えられます。宣言が継続されれば9月、10月は厳しいだろうという意見が出てくると思います。これは学校と教育委員の調整でどうとでもなるものなので、注視しながら場合によっては計画を変えることもあるという含みを持って今の時点では計画どおりでいいと思います。

大 橋 委 員 難しいところかと思えます。状況を見ながら判断してもいいのかなと思えます。

舘野委員 学校訪問に行った経験が少ないですが、少ないながらも学校や子供の様子を見て、先生の考えを聞いて、身に染みるいい機会だったのでごく揺れています。状況に合わせて判断していただければと思います。

林委員 今一番大事なのはコロナ対策なので、私たちが今一番関心を持っているコロナ対策として、学校がどういう対応をしているのかをお邪魔にならない程度に見てみたいです。行きたい気持ちが優勢です。

西脇委員 いろいろな発見があるので行きたい気持ちが山々ですが、状況を見ながらでいいと思います。

教育長 感染防止の観点から控えた方がいいのではないかという意見と、もう少し様子を見てはどうかという意見がありまして、ただ、学校とすると小刻みに延期というのが一番困るので、どこかで線は引かないといけないと思います。他の教育活動も皆後ろ倒しになっている状況なので、宣言が解除になるか延長になるかを1つの判断材料にするということによろしいですか。もし、延長になれば残念ながら今年は諦めるということによろしいですか。

教育総務課長 緊急事態宣言が9月12日まで発令されていますが、それと同等のまん延防止等重点措置の指定も同じような状況と考えています。そのような状況下において学校にお邪魔するのもいかがなものかと思っておりますので、まん延防止等重点措置あるいは緊急事態宣言が出ている場合は訪問を見送らせていただくということはいかがでしょうか。

舘野委員 9月15日と17日は中止ということですよ。

教育総務課長 12日まででございますが、宣言が解除されても学校側の準備がありますので、まずは実施を見送らせていただきたいと思います。

教育長 以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。
それでは、これをもって本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午前11時25分委員会の閉会を宣した。 ——

令和3年8月30日

教育長

署名委員